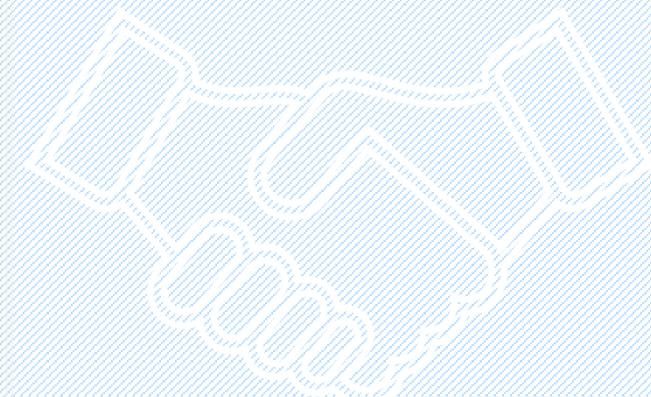


特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

フリーランス・事業者間 取引適正化等法

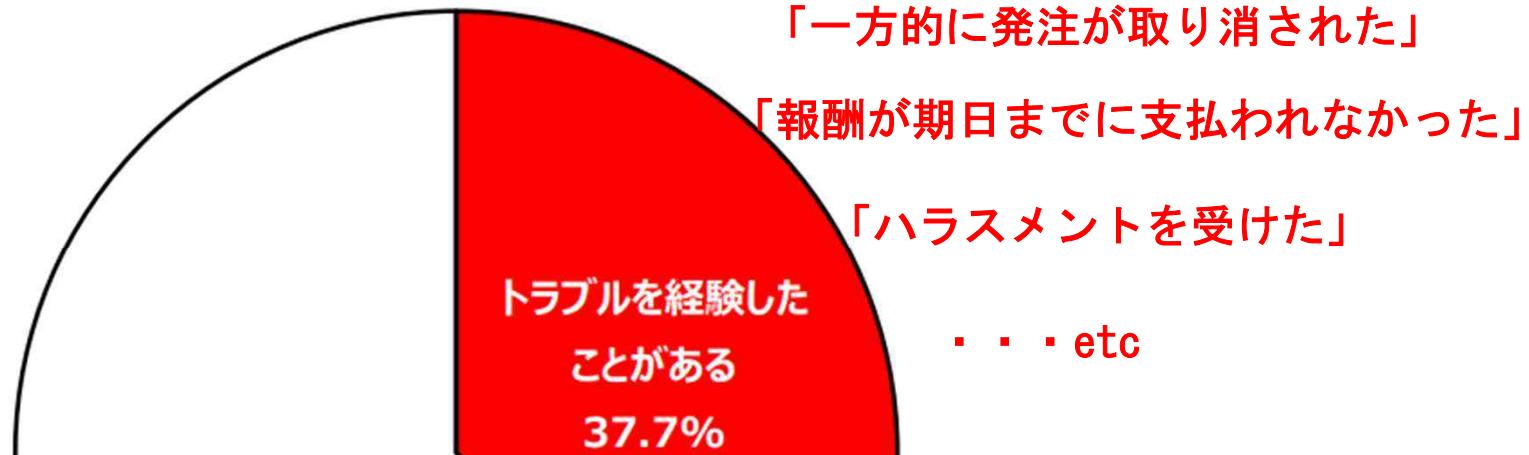
令和6年11月1日施行



取引先とのトラブルの有無

- 事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランスを母数として、取引先とのトラブルを経験したことがある者の割合を算出すると4割。

(出所) 令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局 フリーランス実態調査結果



フリーランスが安定的に働くことができる
環境の整備が必要

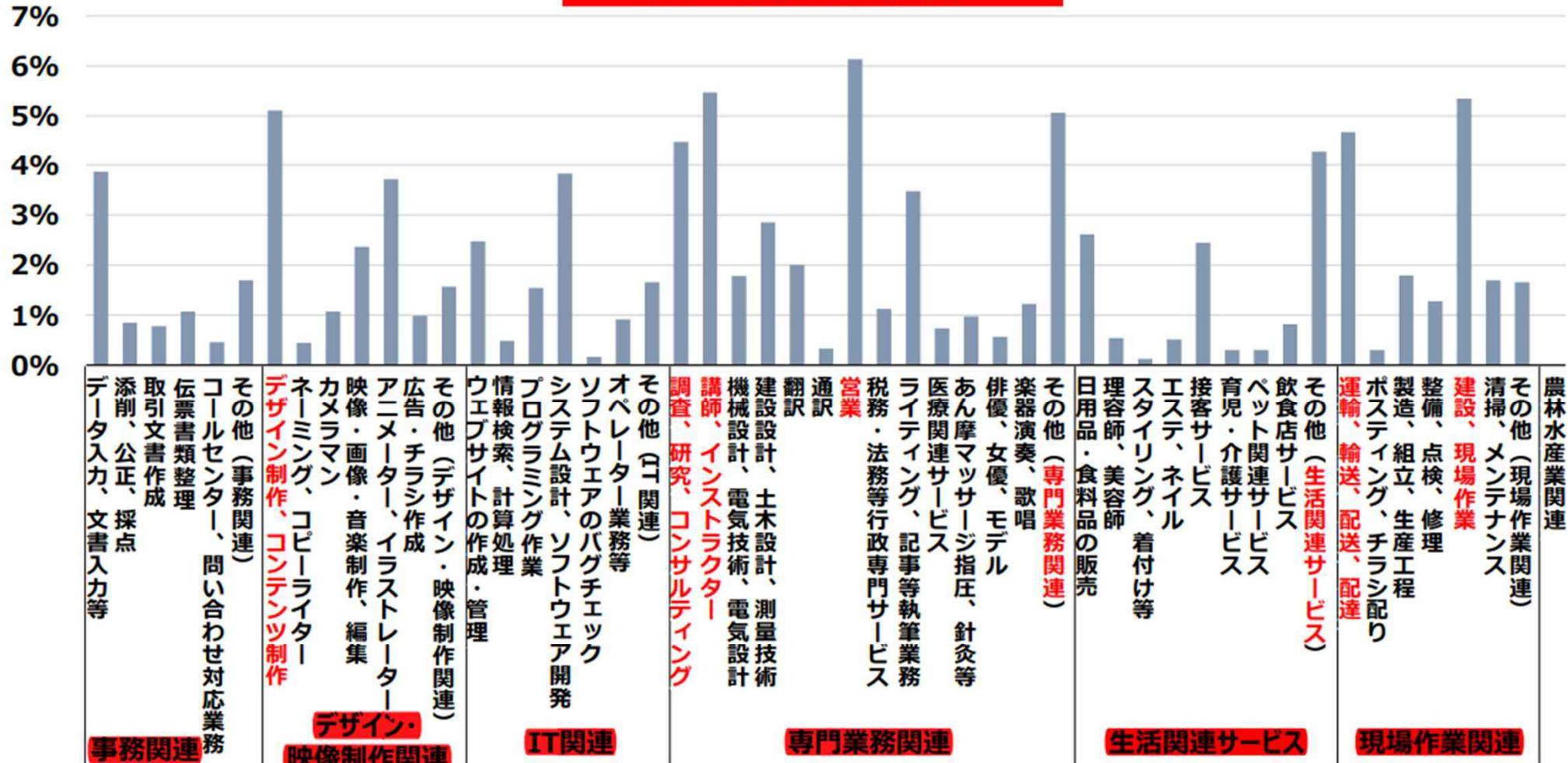
本法は、フリーランスと取引する
全ての事業者が守らなければいけない法律です

我が国のフリーランスの実態

- 日本では462万人がフリーランスとして働いていると試算されている（2020年、内閣官房）。
- 営業、講師・インストラクター、建設・現場作業、デザイン・コンテンツ制作、配送・配達など多様な業種でフリーランスとして働かれている実態がある（2021年）。

回答割合

フリーランスの業種



(注) フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。

「あなたの具体的な仕事内容として最も近いものをお答えください。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：7,188）。

(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日－8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査、内閣官房「フリーランス実態調査結果」を基に作成。

本法の対象

フリーランス …「特定受託事業者」…業務委託の相手方である事業者

① 個人であって、従業員を使用しないもの または

② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

発注事業者 …「業務委託事業者」…フリーランスに業務委託をする事業者

このうち

① 個人であって、従業員を使用するもの または

② 法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの

を「特定業務委託事業者」という

※従業員…1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用されるもの、同基準で受け入れている派遣労働者

対象となる取引



事業者

- 業務を委託
- ・物品の製造加工委託
 - ・情報成果物の作成委託
 - ・役務の提供委託

フリーランス

目的

取引の適正化 ・ 就業環境の整備

①～⑦の7つの義務項目

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）
- ③ 発注事業者の禁止行為（第5条）

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

※ 消費者との取引は対象外

※ 業務委託ではなく、単なる商品の販売行為は対象外

① 取引条件の明示義務（第3条）発注事業者がフリーランスの場合も対象

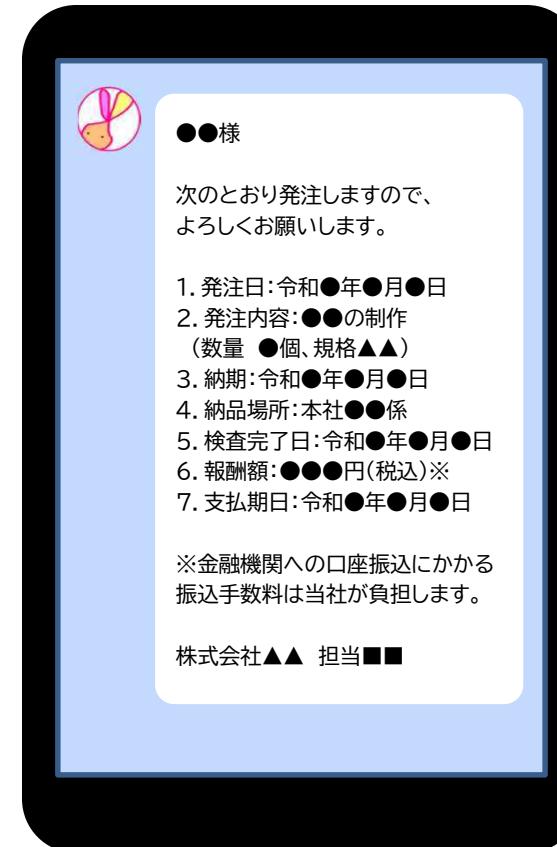
- ①「発注事業者・フリーランスの名称」、②「業務委託をした日」、③「業務の内容」、④「給付を受領する日/役務提供を受ける日」
 ⑤「給付を受領する場所/役務提供を受ける場所」、⑥「(検査をする場合)検査完了期日」、⑦「報酬の額及び支払期日」
 ⑧「(現金以外の方法で報酬を支払う場合)報酬の支払方法」

※明示方法は、書面か電磁的方法のみが認められ、電話など口頭で伝えることは認められません

書面の交付

発注書			
 ①	殿 ② 発注日：令和〇年〇月〇日		
下記のとおり、発注いたします。			
④ 納期：令和〇年〇月〇日 ⑤ 提出先：…@….co.jpにメールで提出 ⑥ 検査完了日：令和〇年〇月〇日 ⑦ 支払期日：令和〇年〇月〇日 ⑧ 支払方法：全額現金払い※			
合計金額 ⑦ 円 (税込)			
No.	品名、規格・仕様など	数量	金額
	 ③		
		小計	
		消費税	
		合計	
備考 ※金融機関への口座振込となります。口座振込にかかる振込手数料は当社が負担します。			

電磁的方法による提供



電磁的方法のポイントと注意点

- URLの記載やPDFの添付でも認められます
- SNSのメッセージ等を利用する場合は、メッセージが削除されたり、閲覧ができなくなる可能性もあるため注意

② 期日における報酬支払義務（第4条）

給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内に支払期日を定め、報酬を支払うこと

※「受領した日から60日以内」を「受領した後2か月以内」として運用するため、31日まである月も、30日までしかない月も、同じく1か月として考える

※支払日が金融機関の休業日に当たる場合には、

- 支払を順延する期間が2日以内である場合であって、
- 支払日を金融機関の翌営業日に順延することをあらかじめ書面または電磁的方法で合意しているときは、結果として給付を受領した日から60日を超えて報酬が支払われても問題とはしない

再委託の場合における支払期日の例外

追加して明示すべき事項

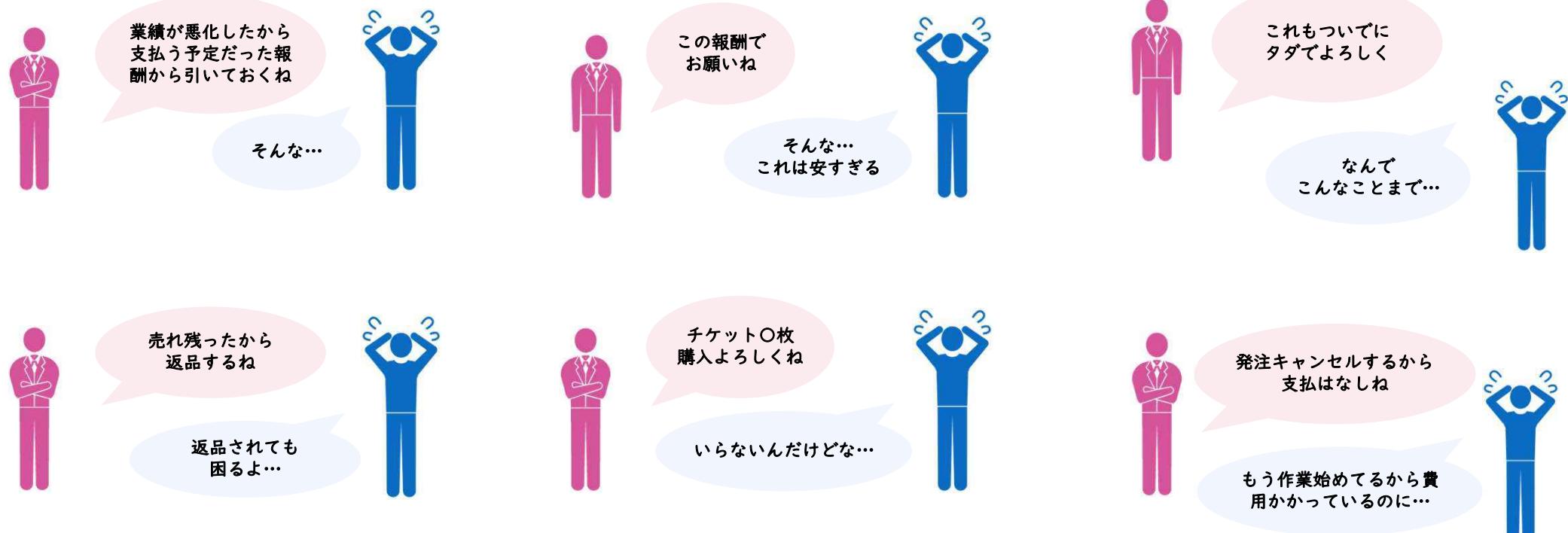
- ① 再委託である旨
- ② 元委託者の名称(識別できるもの)
- ③ 元委託業務の報酬の支払期日

発注事業者の中には、小規模な事業者や従業員を使用する個人事業主が含まれます。このため、再委託の場合に特別な支払期日の設定を認めることとしています。



③ 発注事業者の禁止行為（第5条）※1か月以上の期間で行う業務委託が対象

- 受領拒否の禁止
- 報酬の減額の禁止 ※振込手数料、報酬の端数処理に注意
- 返品の禁止
- 買いたたきの禁止
- 購入・利用強制の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止



④ 募集情報の的確表示義務（第12条）

広告等により募集情報を提供するときは、虚偽や誤解を与える表示をしてはならない
また、正確かつ最新の内容に保たなければならぬ

※2人以上の複数のフリーランスを対象に募集する場合に適用

広告等とは

新聞、テレビ、ホームページの他、SNS、オンデマンド放送、クラウドソーシングサービスなども含まれます。

的確表示の対象となる募集情報

- ① 業務の内容
- ② 業務に従事する場所・期間・時間に関する事項
- ③ 報酬に関する事項
- ④ 契約の解除・不更新に関する事項
- ⑤ フリーランスの募集を行う者に関する事項

実際に業務委託を行なう事業者と別の事業者名で求人を掲載していませんか？（虚偽の表示の禁止）

労働者の募集と混同させる表示をしていませんか？（誤解を生じさせる表示の禁止）

募集情報の掲載イメージ

デザイン・イラスト作成 株式会社○○	
業務委託 ⑤	最終更新日:●●年●月●日 掲載開始日:●●年●月●日
業務内容 ①	アプリを使用したデータ(Web漫画等)のカラーリング作業
納期 ②	毎月20日まで
期間	●●年●月～●月
報酬	1話ごと○○円
支払方法 ③	毎月●日に口座振込
交通費	なし

古い情報のまま掲載されていませんか？
(正確かつ最新の表示の義務)

報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示していませんか？
(誤解を生じさせる表示の禁止)

令和6年
12月18日
から

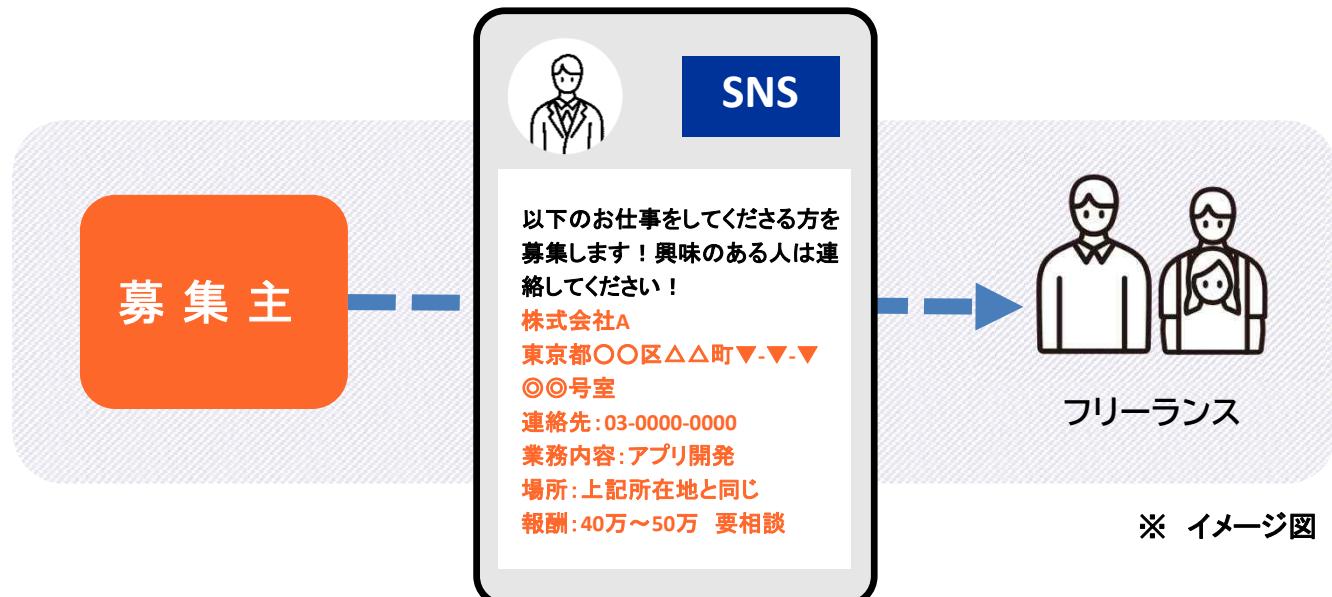
募集情報提供時の注意点

昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供する際には

- ①氏名(名称)
- ②住所
- ③連絡先
- ④業務の内容
- ⑤業務に従事する場所
- ⑥報酬 (6情報)

を記載することが必要です。

これらの情報が記載されていない場合は**法令違反**となりますので注意してください。



仲介事業者 (※)を利用する場合

この場合において、フリーランスから照会があった際には、仲介事業者が、**6情報**を当該フリーランスに回答することとなっており、照会先を付して募集情報を示す場合には、**6情報**は必ずしも載せる必要はありません。

(※)実態として発注事業者に該当しない仲介事業者

⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）※6ヶ月以上の期間で行う業務委託が対象

育児介護等と両立して業務を行えるよう申出に応じて必要な配慮をしなければならない

例：◎育児や介護と両立可能な就業日、時間とする

- ◎子の看護のため納期の変更
- ◎介護のため一部業務をオンラインに切替

●フリーランスが希望する育児介護等の配慮を必ず実現しなければならないというものではない

●やむを得ず、必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明すること

※法違反：①フリーランスの申出内容を無視すること

②配慮について実施可能か検討しないこと

③配慮が実施できない場合に、フリーランスに対して実施できない理由を説明しないこと

⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

ハラスメントとは…

セクシュアルハラスメント、妊娠出産等に関するハラスメント、パワーハラスメントを含む

【相談窓口担当者を周知する例】

相談窓口担当者:〇〇課 ▽▽▽▽(メールアドレス〇〇〇)(女性)

▼▼▼▼(メールアドレス〇〇〇)(男性)

電話番号:xxx-XXXX-XXXX

なお、当社においては、業務委託におけるハラスメントに関して相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じております。また、業務委託におけるハラスメントに関する相談をしたこと等を理由として、契約の解除等の不利益な取扱いをいたしません。相談にあたっては、安心してご連絡ください。

- ①発注事業者は全ての労働者に対して、「フリーランスに対してハラスメントを行ってはならない旨の方針」を明確化し、周知・啓発しなければならない
- ②フリーランスからの相談や苦情に応じ、適切に対応するための必要な体制を整備しなければならない
- ③ハラスメント事案について事実関係の迅速かつ適切な把握や被害者への配慮など適切な措置を実施しなければならない
- ④相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じること、ハラスメントに関する相談を行ったことなどを理由として不利益な取扱いをされない旨を定め労働者及びフリーランスへ周知・啓発しなければならない

【事業者向け】業務委託における「ハラスメント対応例・規定例」

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/content/contents/002006921.pdf>

ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）※6か月以上の期間で行う業務委託が対象

業務委託の中途解除や更新しない場合は、

- 原則として解除日、または、契約満了日から30日前までに予告しなければならないこと



事前予告の例外事由

次の①～⑤の例外事由に該当する場合は、予告が不要

- 災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合
- フリーランスに再委託している場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合
- 業務委託の期間が30日以下など短期間である場合
- フリーランスの責めに帰すべき事由がある場合
- 基本契約がある場合で、フリーランスの事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合

- フリーランスから理由の開示請求があった場合には、理由を開示すること

理由開示の例外事由

次の①～②の例外事由に該当する場合は、開示が不要

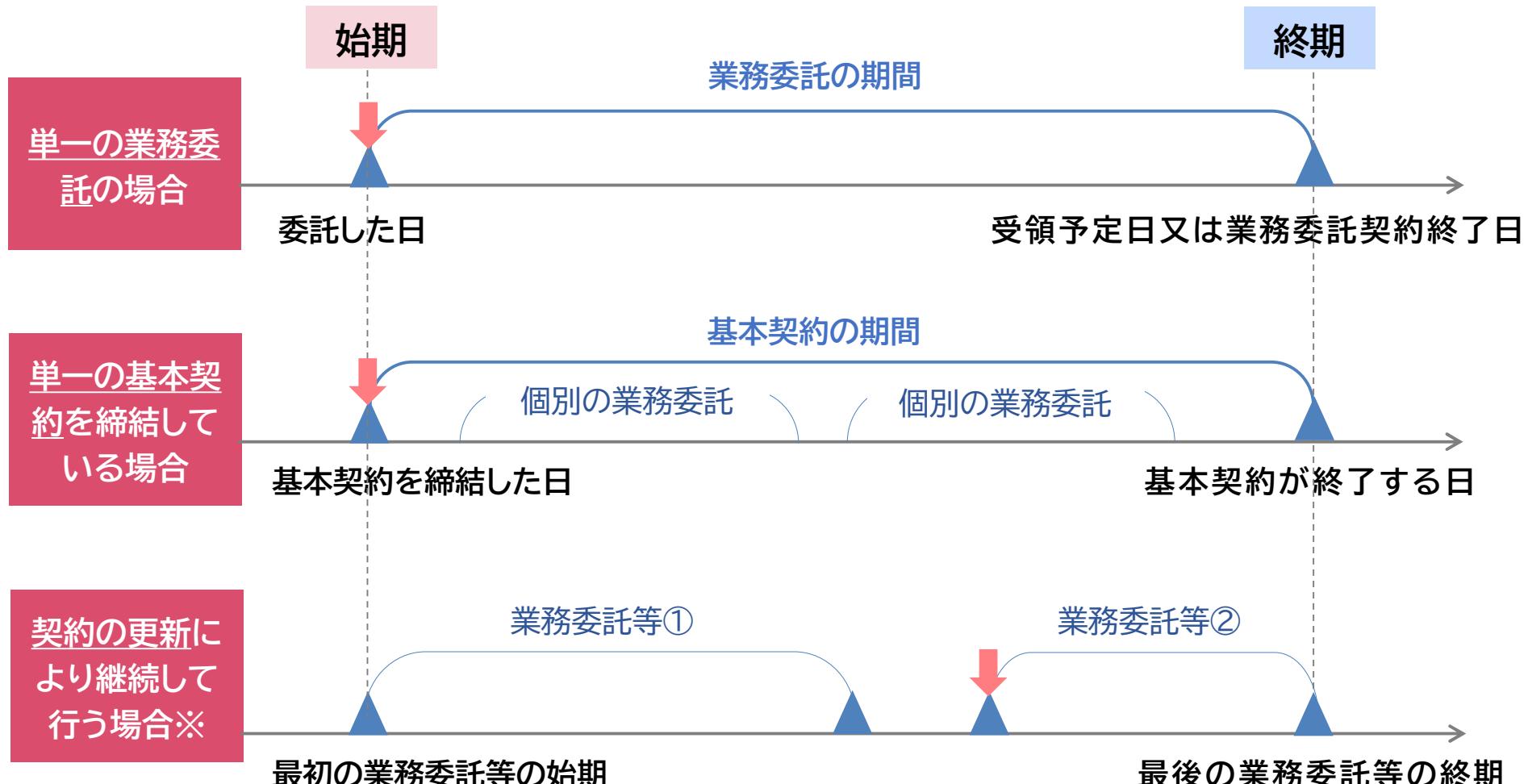
- 第三者の利益を害するおそれがある場合
- 他の法令に違反することとなる場合

※事前予告・理由開示は、書面や電子メールなど記録に残る方法で行うこと

業務委託の期間の考え方

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）
- ③ 発注事業者の禁止行為（第5条）→1か月以上

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）→6か月以上
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）→6か月以上



※契約の更新と認められるには、①契約の同一性 ②空白期間が1か月未満 のいずれも満たす必要あり 13

働き方の実態に注意してください！

契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として「労働者である場合」は、本法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

参考 労働者性の自己診断チェックリスト

①仕事の依頼に対する諾否

委託事業者から仕事を頼まれたら、断る自由があるか

②指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように決められるか

③拘束性

委託事業者から仕事の就業場所や就業時間を決められているか

④代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできるか

⑤報酬の労務対償性

あなたの報酬はどのように決められているか(出来高 or 日給・時給)

⑥資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意しているか

⑦報酬の額

同種の仕事に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか

⑧専属性

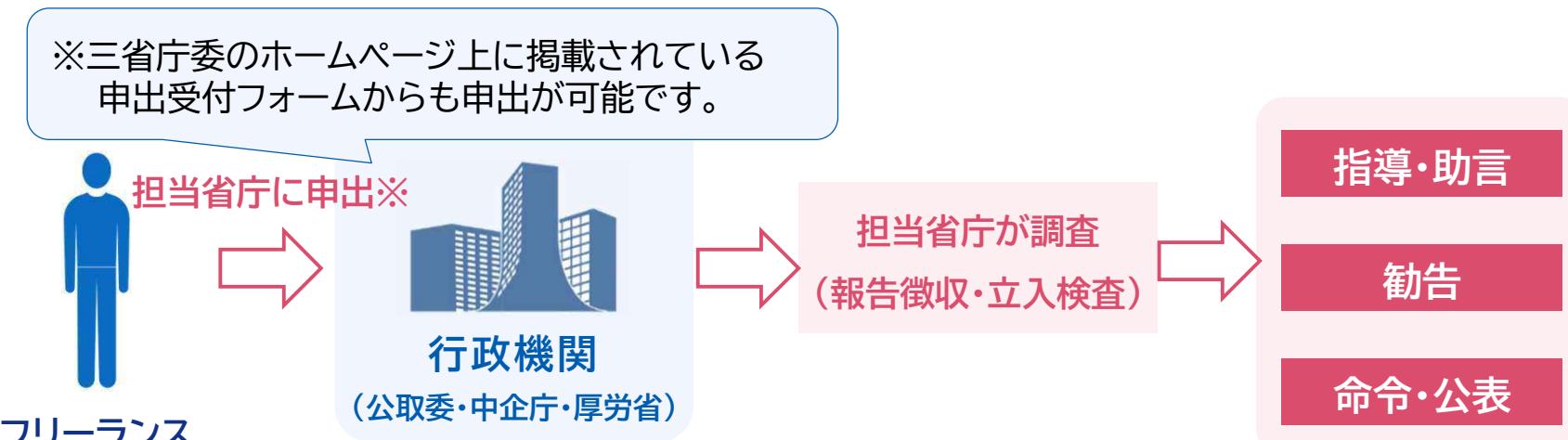
他の仕事に従事することは可能か

令和6年11月1日の本法の施行に合わせて、全国の労働基準監督署に

「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」
が設置されました。

違反行為への対応（第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条）

- ・報告徴収・立入検査
- ・指導・助言
- ・中小企業庁の措置請求
- ・勧告
- ・命令・公表
- ・罰金・過料



勧告に従わない場合に、命令・公表を行います。命令違反をした場合、50万円以下の罰金が科せられます。

！報復措置の禁止（第6条第3項および第17条第3項）

フリーランス・トラブル110番

フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、
フリーランスが弁護士にワンストップで相談できる窓口です。



相談者の希望により

自らで交渉

和解あっせん

行政機関への申出の支援※

※申出書の書き方や論点の整理などを支援します。
申出書の作成代行、提出代行はできません。

！発注事業者からの相談には応じていません

お問い合わせ先

取引の適正化

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）
- ③ 発注事業者の禁止行為（第5条）

○フリーランス・発注事業者間の取引適正化について

- ・公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部
フリーランス取引適正化室
TEL:03-3581-5479
- ・関東経済産業局 産業部 適正取引推進課
TEL:048-600-0325

就業環境の整備

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

○フリーランスの就業環境の整備について

- ・埼玉労働局雇用環境・均等部指導課
TEL:048-600-6269

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法) パンフレット

ここからはじめる
フリーランス・事業者間
取引適正化等法

令和6年11月1日施行

パンフレット

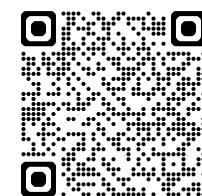
今和6年9月1日時点
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)
Q&A

- 【第1条（目的）】 12
- 問1 本法はどのような趣旨・目的で設けられたのでしょうか。 12
- 【第2条第1項（特定受託事業者）】 12
- 問2 本法の適用対象となる、フリーランスと発注事業者はどのようなものでしょうか。 12
- 問3 「従業員を雇用しているもの（「するもの」）の「従業員を使役」に該当するのはどのような場合ででしょうか。 13
- 問4 「特定受託事業者」とは具体的にはどのような人が該当するのでしょうか。 13
- 問5 対的にフリーランスとして業務委託を受けていることがあります。働き方の実態は労働である場合、本法は適用されるのでしょうか。 13
- 問6 「事業者」とはどのようなものでしょうか。 14
- 問7 発注事業者は、発注事業者の「従業員」の有無を、どの時点で、どのように確認すればよいのでしょうか。 14
- 問8 業務委託の時点で、受注事業者が「従業員」を使用していましたが、その後当該「従業員」が退職し、受注事業者が「従業員」を使用しないものとなった場合、その他の事業では従業員を使用していません、発注事業者が、当該受託事業者に対し、従業員を使用していない事業について業務委託を行う場合には、当該業務委託は本法の適用対象となるのでしょうか。 14
- 問9 11 個人事業主及び自分が共同で運営している事務所において、個人事業主自ら直接アシスタントスタッフを雇用しています。個人事業主もそのアシスタントスタッフに自身の仕事を手伝わせている場合は、個人事業主も「従業員を使役」使用

フリーランス・トラブル110番

0120-532-110

（受付時間9:30～16:30 土日祝日を除く）



関係省庁委のHPでは詳しい資料、最新の情報を提供しています。ぜひご利用ください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省